

入札金額の積算内訳書等の提出の取扱いについて

(平成 15 年 10 月 31 日管理者決裁)

(趣旨)

第 1 条 入札参加業者の真摯な見積りを促し、もって業者の積算能力の向上に資するため、また、適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注や談合防止の観点などから、入札参加者全員から入札金額の積算内訳書等の提出を求める。

(積算内訳書等の持参義務)

第 2 条 入札参加者は、工事及び工事に係る業務委託の全ての入札において、初度入札時に、初度入札金額に対応した積算内訳書を持参しなければならない。

2 前項に掲げる積算内訳書は、閲覧又は配付設計図書の中の「本工事費内訳書」又は「総括内訳書」と同一様式に、見積り金額を各項目部分に、会社名と工事名(業務名)を余白部分に、それぞれ記入したもの等とする。

3 第 1 項に掲げるほか、予定価格が 1,000 万円以上の工事の入札において、入札参加者は、仙台市水道局制限付き一般競争入札実施要綱(平成 8 年 3 月 29 日管理者決裁)第 8 条第 3 項及び第 9 条第 1 項に定める工事費構成費目内訳書を持参しなければならない。

(積算内訳書等の提出)

第 3 条 仙台市水道局契約事務に関する審査委員会規程(平成 10 年仙台市水道局規程第 15 号。以下「審査委員会規程」という。)第 2 条第 7 号及び第 9 号の規定により、審査委員会規程第 1 条第 1 号の事務事項審査委員会が審議する予定価格が 1,000 万円以上の指名競争入札に付する工事の入札において、入札参加者は、初度入札の前に、初度入札金額に対応した積算内訳書及び工事費構成費目内訳書を提出しなければならない。

2 前項に規定する積算内訳書及び工事費構成費目内訳書の提出が無い場合は、当該入札参加者は入札に参加することができない。

(委任)

第 4 条 この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施について必要な事項は、財務課長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この取扱いは、平成 15 年 11 月 4 日から実施する。

(経過措置)

2 この取扱いは、この取扱いの実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 7 月 30 日改正)

(実施期日)

1 この取扱いは、平成 19 年 7 月 30 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の入札金額の積算内訳書の提出の取扱いについては、平成 19 年 7 月 30 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 1 月 29 日改正)

(実施期日)

1 この取扱いは、平成 20 年 1 月 29 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の入札金額の積算内訳書の提出の取扱いについては、平成 20 年 1 月 29 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の「入札金額の積算内訳書等の提出の取扱いについて」は、平成 21 年 4 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例に

よる。

附 則（平成28年4月1日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成28年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の「入札金額の積算内訳書等の提出の取扱いについて」は、平成28年4月1日以後に発注
手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例に
よる。

附 則（令和2年3月30日改正）

（実施期日）

1 この改正は、令和2年4月1日から実施する。